委託契約書（案）

（基本契約事項）

1　業務名
　斎場管理運営業務

2　業務実施場所
　岩手県八幡平市野駄第 27 地割 601 番地　ほか
　（詳細は要求水準書別紙１に示すとおり）

3　業務期間及び業務実施期間
　業務期間及び業務実施期間は下記及び別記契約条項第１条の定義による。

業務期間	自：本件契約締結日	至：平成 29 年３月 31 日
業務実施期間	自：平成 24 年４月１日	至：平成 29 年３月 31 日

4　委託料（合計）
　金●●●円
（うち、消費税及び地方消費税の額　金●●●円）

5　契約保証金
　契約保証金は、別記内訳書１.委託料における金額を各年度の４月に徴収する。

　上記の委託業務について、八幡平市（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）は、地方自治法、同法施行令及び甲の規程に従い、上記の事項及び別記の契約条項のとおり、公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

　この契約の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　平成 23 年●月●日

甲	所　在　地	岩手県八幡平市大更第 35 地割 62 番地	
	商号又は名称	八幡平市	
	代　表　者	八幡平市長	㊞

乙	所　在　地	●●●	
	商号又は名称	●●●	
	代　表　者	代表取締役	㊞

別記内訳書

1．委託料

単位：円

	固定費	変動費 (予定額)	計	消費税 相当額	委託料	契約保証金
平成24年度						
平成25年度						
平成26年度						
平成27年度						
平成28年度						
計						

注１　変動費（予定額）の使用件数１件当たりの単価は●円（消費税相当額を除く）とする。

注２　委託料の支払いは委託契約書契約条項第１条第19号並びに委託契約書契約条項別紙24.1に基づくものとする。

注３　契約保証金は当該に示す金額以上を徴収するものとする。但し、八幡平市契約規則（平成17年八幡平市規則第69号）第24条各号のうちいずれかの規定に該当する場合は免除することができる。

別記

斎場管理運営業務

契約条項

平成 23 年●月●日

八幡平市

[選定事業者名]

目　　　　　次

この契約条項は、八幡平市（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）が斎場管理運営業務（以下「本業務」という。）に関する基本的事項について規定するものであり、締結する委託契約（以下「本件契約」という。）の一部を構成する。

甲と乙は、本業務について、本件契約とともに、以下に定義する本件契約に係る協議書、要求水準書、事業者提案書及び質疑応答書に定める事項が適用されることをここに確認する。

第１章　用語の定義

（定義）

第１条　本件契約において使用する用語の意義は、以下の各号に規定するとおりとする。なお、本件契約に別段の定めがある場合又は文脈上別異に解することが明らかな場合を除き、本条に規定のない用語の意義は、要求水準書の記載に従う。

（１）「八幡平市斎場」とは、別紙１．１第１項記載の八幡平市斎場をいう。

（２）「本件施設」とは、八幡平市斎場をいう。

（３）「業務実施場所」とは、別紙１．１第２項記載の場所をいう。

（４）「運営業務」とは、本件施設の運営及びこれに付随し関連する一切の業務を総称していう。

（５）「管理業務」とは、本件施設の維持・補修、点検保守及びこれに付随し関連する一切の業務を総称していう。

（６）「防災管理業務」とは、本件施設に係る緊急対応マニュアルの作成や防災訓練の実施などの業務を総称していう。

（７）「その他業務」とは、全体組織計画の作成や帳票類の管理及び記録の保存などの業務を総称していう。

（８）「本業務」とは、運営業務、管理業務、防災管理業務及びその他業務を総称して、又は個別にいう。

（９）「事業者提案書」とは、本業務への応募に際して提出された技術提案書、価格提案書、業務計画書及び提案書参考資料をいう。

(10)「本件契約締結日」とは、甲と乙との間で本件契約が締結された日をいう。

(11)「業務期間」とは、第 30 条に規定する期間をいう。

(12)「準備引継期間」とは、平成 24 年１月４日から平成 24 年３月 31 日までの期間をいう。

(13)「業務実施期間」とは、平成 24 年４月１日から平成 29 年３月 31 日までの期間をいう。

(14)「業務年度」とは、各年の４月１日から翌年の３月 31 日までの期間をいう。

(15)「要求水準書」とは、甲が平成 23 年７月４日付で乙に提示した「斎場管理運営業務要求水準書」をいう。

(16)「質疑応答書」とは、要求水準書及び委託契約書(案)の提示後に乙から甲に対する質問並びにこれに対する甲の回答を記載した書面を総称していう。

(17)「本件契約に係る協議書」とは、甲と乙が契約交渉時に用いた資料及び議

事録をいう。
(18)「本件契約等」とは、本件契約、本件契約に係る協議書、要求水準書、質疑応答書及び事業者提案書を総称して、又は個別にいう。
(19)「委託料」とは、本件契約等に基づく乙の債務履行に対し、甲が支払う対価であって、本件契約に定めるものをいう。
(20)「基本性能」とは、本件施設の引渡し時点（平成 24 年 3 月末時点）において、本件施設の設備、機器等が備える性能をいう。
(21)「裁定機関」とは、本業務に関する甲と乙との間の協議事項の調整、紛争解決等のために、第 42 条により設置される機関をいう。
(22)「不可抗力」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、地滑り、竜巻、落盤、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な現象のうち、通常の予見可能な範囲外のもの（ただし、要求水準書で水準が定められている場合には、その水準を超えるものに限る。）などであって、甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。

第２章　総則

（総則）

第２条　乙は、業務期間中、本件契約等に従って、乙の責任及び費用において本業務を行うものとする。

２　甲は、要求水準書に規定する条件を変更する場合、事前に乙へ通知の上、乙と誠実に協議を行い、乙の同意を得るものとする。

３　甲は、要求水準書に規定する条件を変更する場合を含め、甲の責めに帰すべき事由により、本業務につき合理的に追加と判断される費用を発生させた場合には、これを負担するものとする。

４　乙は、乙の責めに帰すべき事由により、本業務につき合理的に追加と判断される費用を発生させた場合には、これを負担するものとする。

５　不可抗力により、本業務に合理的に追加と判断される費用が発生した場合の処理は、第 41 条第２項の規定に従う。

６　乙は、甲に対し、基本契約事項第５項の規定に従い契約保証金を納付する。なお、委託料が増額された場合には契約保証金の額もこれに応じて増額されるが、委託料が減額された場合には、契約保証金の額は減額されない。本項において、「委託料が増額された」とは、当初の委託料を基準として増額があった場合をいうものとし、また、第 24 条第３項に基づく物価変動及び第 40 条第１項に基づく法令変更（消費税率の変更を除く。）に伴う委託料の改定を含むものとする。ただし、次の各号のいずれかの方法（次の各号の利付国債、保証又は履行保証保険契約の更新を含む。）により契約保証金の納付に代えることができる。

（１）契約保証金額と同額の利付国債の提供
（２）金融機関等による契約保証金額と同額の保証であって、本件契約に基づく甲の乙に対する一切の債権を被保証債権とするものの提供

（３）甲を被保険者とし、契約保証金額以上の金額を付保金額とする履行保証保険契約の付保

（許認可・届出等）

第３条　乙は、本件契約等に基づく乙の義務を履行するために必要な一切の許認可等を自己の責任及び費用において取得・維持し、また、本件契約等に基づく乙の義務を履行するために必要な一切の届出についても自己の責任及び費用において提出する。ただし、甲が取得・維持すべき許認可等及び届出は除くものとする。

２　乙は、前項の本件契約等に基づく乙の義務を履行するために必要な許認可等及び届出の申請に際しては、甲に書面による事前説明及び事後報告を行う。

３　甲は、乙からの要請がある場合は、乙による許認可等取得、届出、その維持等に必要な資料の提出、その他について協力する。

４　乙は、甲からの要請がある場合は、甲による許認可等取得、届出、その維持等に必要な資料の提出、その他について協力する。

（乙の義務）

第４条　乙は、本件契約等に従い、善良なる管理者の注意義務をもって、本業務を遂行しなければならない。

２　乙は、要求水準書の規定するところに従い、本業務を遂行するために必要かつ十分な人員を配置する。

３　乙は、本業務の遂行にあたり、業務実施期間を通じて、要求水準書記載の条件を遵守しなければならない。

４　乙は、第５条に規定する場合を除き、住民等の苦情、賠償請求又は差止仮処分申請等の住民反対運動等が発生した場合、自己の責任及び費用において、必要な対応及び解決を図るものとする。甲は、合理的な範囲において、乙に協力するものとし、その協力に際して生じた費用は、乙の負担とする。

６　乙は、本業務に係る資金調達を、自己の責任及び費用において行うものとする。

（甲の責任）

第５条　本業務の計画自体に対する住民等の苦情、賠償請求又は差止仮処分申請等の住民反対運動等については、甲の責任及び費用において対応及び解決を図るものとし、乙は、必要な協力を行うものとする。

（再委託等の禁止）

第６条　乙は、本業務の全部又は一部を、第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、乙が本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせたい旨を、当該委託又は請負に係る契約締結の 10 日前までに甲に通知し、その承諾を得た場合で、かつ、当該委託又は請負が法令に違反しないときはこの限りではない。

２　甲は、乙に対して、本業務の遂行に係る体制について随時報告を求めることが

できる。
３　第１項の規定による第三者の使用は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず乙の責めに帰すべき事由とみなす。
４　第１項の規定により本業務を委託され、又は請け負った第三者がさらに本業務を第三者に委託し、又は請け負わせた場合（順次行われる再委託、下請負も含む。）、かかる第三者の使用も全て乙の責任及び費用において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず乙の責めに帰すべき事由とみなす。

（本件施設の所有権）
第７条　甲は、業務期間を通じて、本件施設（第 20 条第２項に基づいて乙が行う更新により整備される施設及び設備等又は第 18 条に基づいて行う改良保全に係る果実を含む。）を所有する。乙は、本業務の遂行に関連し、これに必要な限度においてのみ本件施設に立ち入り、これを使用する権利を有するに過ぎず、この他、本件施設に関していかなる権利も有しない。
２　甲は、乙に対し、乙による本業務の遂行のために必要な限度で、本件施設を業務期間中無償で使用させる。

（保険）
第８条　甲は、業務期間中、本件施設に関して、自己の責任及び費用において、別紙８.１の保険を付保する。
２　乙は、業務期間中、本業務に関連して発生することがある損失や損害に備えて、自己の責任及び費用において、別紙８.２に記載の保険を付保する。乙は、当該保険契約の内容につき、甲の事前の承諾を得なければならない。

（ユーティリティの確保）
第９条　乙は、自己を契約者として、本業務を行うために必要な用水、電気及び電話回線の調達に係る契約を締結する。
２　乙は、自己の責任及び費用において、本業務を行うために必要な燃料等を調達する。甲は、乙の要請に応じて、運営業務に必要な燃料等の調達に関して、合理的な範囲で協力する。

第３章　運営・管理教育及び業務の引継ぎ

（運営・管理教育）
第 10 条　乙は、準備引継期間中に、本業務に関し、甲と協議の上で運営・管理教育計画を作成し、運営・管理教育を行わなければならない。

（業務の引継ぎ）
第 11 条　乙は、準備引継期間中に、本業務に関して、甲より本件施設の運営・管

理等の引継ぎを受けなければならない。

第４章　運営業務

（総則）

第 12 条　乙は、業務期間中、本件契約等に従って、本件施設の各設備を適切に運営及び管理し、本件施設の基本性能を発揮・維持し、関係法令等を遵守し適正かつ経済的に運営するように努める義務を負い、甲は第 24 条第１項の規定に従って、乙に対して委託料を支払う義務を負う。

（本件施設の運営）

第 13 条　乙は、本件契約等に従い、運営業務に関して、甲と協議の上、年間運営計画（以下、「運営計画」という。）を作成し、これに従って運営業務を実施しなければならない。乙は、運営計画について、対象年度の前年度の２月末日までに作成し、甲に提出しなければならない。

２　乙は、前項の規定に基づき作成した運営計画の内容につき変更が必要な場合には、甲と協議の上、適宜変更しなければならない。

３　乙は、本件契約等に従い、平成 24 年３月 15 日までに、運営業務に関して、本件施設の操作手順及び方法について甲が提供する取扱説明書等に基づき基準化した運営マニュアル（以下、「運営マニュアル」という。）を作成し、甲の承諾を得なければならない。

４　乙は、本件契約等、運営計画及び運営マニュアルに従った本件施設の運営を行うとともに、その機能を維持するために必要となる改良等の適切な措置を講じなければならない。

（性能未達）

第 14 条　乙は、業務実施期間中、本件施設の不稼働等の原因により、本件施設において火葬できないおそれが生じた場合、甲に対し、速やかにその旨通知する。甲は、他の斎場（以下「緊急代替措置施設」という。）を確保して、代替措置を行うよう努力する。乙は、甲の代替措置につき、最大限の協力を行う。

２　甲は、本件施設の使用件数が要求水準書に記載された使用件数を大きく逸脱すること又は本件施設の瑕疵等により、本件施設の稼働停止、火葬能力の低下、基本性能の不充足等の事態が生じた場合、委託料のうち固定費及び本件施設の使用件数に応じた変動費の支払を行う他、代替措置を委託することによって生じる追加費用、緊急代替措置施設の確保に係る追加費用、本件施設の運転再開のための修理費等の追加費用及び乙に生じた損害を負担する。

３　前項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により、本件施設の稼働停止、火葬能力の低下、基本性能の不充足等の事態が生じた場合、乙がその責任を負担し、乙は、甲が代替措置を委託することによって生じる追加費用、緊急代替措置施設の確保に係る追加費用、本件施設の運転再開のための修理費等の追加費用及び甲に生じた損害を負担する。甲は、第 36 条第１項の規定に従って減額し

た後の委託料のうち固定費及び本件施設での使用件数に応じた変動費から乙の負担すべき追加費用及び損害額を控除した額を支払う。

（運営状況の報告）

第 15 条　乙は、本件施設の運営について、日報及び月報を作成し、日報については翌日までに、月報については翌月 5 日までに甲に提出する。

2　前項に定める日報及び月報の記載事項の詳細は、甲が指定する。

（緊急時の措置）

第 16 条　乙は、本件施設の災害防止等のため必要があると認めるとき及び本件施設に事故が発生したときその他緊急のときは、臨機の措置を講じなければならない。

2　乙は、前項に規定する場合、その講じた措置の内容を甲に直ちに通知するものとする。

3　甲は、災害防止又は本件施設の運転を行う上で特に必要があると判断したとき又は本件契約等締結時に予見不可能であった事由が発生したと合理的に判断したときは、乙に対し臨機の措置を講じるよう請求することができる。

4　甲及び乙は、第 1 項及び前項に規定する事由が発生した場合、その原因究明に努めなければならない。

5　乙が臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、乙の責めに帰すべき事由により生じたもの及び乙が通常予測し、対処すべき事由により生じたものについては、乙が負担するものとし、それ以外の事由により臨機の措置を講じた場合の費用は、甲が負担するものとする。ただし、法令変更により臨機の措置が必要となった場合には第 40 条第 1 項の規定に従い、不可抗力により臨機の措置が必要となった場合には第 41 条第 2 項の規定に従うものとする。

（本件施設の使用者及び近隣等対応）

第 17 条　乙は、運営業務の実施にあたっては、自己の責任及び費用において、騒音、悪臭、粉塵、排ガス、汚濁水発生、光害、交通障害その他近隣等の生活環境に与える影響を勘案し、必要な措置を講じるとともに、本件施設の使用者及び近隣住民等への対応や苦情対応等を適切に行わなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由によって、補修又は更新が必要となった場合、それによって生じた追加費用は、甲の負担とする。また、法令変更によって補修及び更新が必要となった場合の費用は、第 40 条第 1 項の規定に従い、不可抗力によって補修及び更新が必要となった場合の費用は、第 41 条第 2 項の規定に従う。

2　乙は、前項に基づく本件施設の使用者及び近隣等対応について、甲に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情により事前の報告が困難である場合には、その措置内容及び結果を事後遅滞なく報告するものとする。

3　乙は、業務実施期間中、本件施設の使用者、近隣住民等並びに当該業務及び本

業務に携わる従業員等に対する安全管理を徹底しなければならない。

（本件施設の改良保全）

第 18 条　甲及び乙は、本件施設の機能向上のための改良保全に関する計画を提案することができ、相手方より改良保全の提案が行われた場合、改良保全の可否、内容及び条件について協議する。

第５章　管理業務等

（本件施設の管理）

第 19 条　乙は、本件契約等に従い、次の各号に定義、規定する本件施設の管理に係る各計画（以下、総称して「管理計画」という。）を作成し、甲の承諾を得た上で、本件契約等及び管理計画に従って管理業務を実施しなければならない。

（１）備品、什器及び物品の「調達計画」（各年度）

（２）「点検・検査実施計画」（業務実施期間を通じたもの、各年度）

（３）「補修計画」（業務実施期間を通じたもの、各年度）

（４）「更新計画」（業務実施期間を通じたもの）

（５）「改良保全に関する計画」（随時）

２　乙は、前項の規定に基づき作成した管理計画の内容につき変更が必要な場合には、甲と協議の上、適宜変更しなければならない。

３　乙は、管理計画に従った管理業務の実施について、遅滞なく甲に報告するものとする。

４　管理計画の作成期限、記載事項等の詳細、報告の頻度等については、甲と乙との間で協議の上決定する。

（本件施設の補修及び更新）

第 20 条　乙は、本件契約等及び補修計画に従い、本件施設の補修を行う。

２　乙は、本件契約等及び更新計画に従い、本件施設の更新を行う。

３　甲は、本件施設の設計の瑕疵及び建設工事施工の瑕疵に起因して補修及び更新が必要となった場合、その費用を負担する。

４　法令変更によって補修及び更新が必要となった場合の費用は、第 40 条第１項の規定に従い、不可抗力によって補修及び更新が必要となった場合の費用については、第 41 条第２項の規定に従うものとする。

（防災管理）

第 21 条　乙は、災害等の緊急時において、二次災害の防止に努めなければならない。

２　乙は、緊急時における人身の安全確保、本件施設の安全停止、本件施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアル（以下、「緊急対応マニュアル」という。）を作成し、緊急時には緊急対応マニュアルに従った適切な対応を行わなければならない。なお、作成した緊急対応マニュアルは、甲の承諾を得なければならない。

３　乙は、作成した緊急対応マニュアルを、必要に応じて随時改善し、甲の承諾を得なければならない。
４　乙は、自主防災組織を整備するとともに、警察、消防等への連絡体制を整備しなければならない。また、自主防災組織及び連絡体制を変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。
５　乙は、事故が発生した場合、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を甲に報告しなければならない。また、報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、甲に提出しなければならない。
６　緊急対応マニュアルの作成、警察、消防等への連絡体制などについては、緊急時に適切に機能するものでなければならない。

（その他関連業務）
第 22 条　乙は、業務実施場所内について、本件施設の使用者を考慮して常に清掃し、清潔に保たなければならない。また、乙は、清掃に関する要領書を作成し、甲の承諾を得なければならない。
２　乙は、業務実施場所の敷地内の植栽について、景観を損ねないよう、剪定、刈込、除草、施肥、薬剤散布等の維持管理を定期的に行わなければならない。
３　乙は、冬期においても本業務が円滑に推進できるよう、必要に応じ敷地内の除雪を行わなければならない。
４　乙は、本件施設の警備・防犯体制を整備し、警備・防犯体制について甲に報告しなければならない。また、警備・防犯体制を変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。なお、原則として、斎場開場時は巡回監視、開場時以外は機械警備とする。
５　乙は、本業務に伴う各組織の管理運営に必要な帳票類を整備し管理運用すること。

第６章　甲による本業務の実施状況の確認

（業務実施状況の確認）
第 23 条　甲は、自己の費用（第 36 条第１項に基づく是正勧告後に行われる本業務実施状況の確認については、乙の費用）において、乙から提供される本業務の水準を確保するため、本業務及び本件施設について、次の各号に規定する業務実施状況の確認を行い、翌月 10 日までに当該月の確認結果を乙に通知する。乙は、甲が行う業務実施状況の確認について、甲の要請に応じて合理的な協力を行う。なお、業務実施状況の確認の要領は、別紙 23.１のとおりとする。
（１）日常確認
乙から毎日提出される日報に基づく確認であり、日常確認の項目及び方法は、運営計画及び管理計画をもとに、甲と乙の協議の上で決定する。
（２）定期確認
乙から月に１度提出される月報及び本件施設の巡回等による確認
（３）随時確認

甲が必要と認めるときに随時実施する確認

2　乙は、甲に対して、各業務年度の四半期毎に、財務状況報告書を提出する。甲は、必要に応じて、乙に対して、随時財務状況の報告を求めることができる。財務状況報告書の項目は、甲と乙の協議の上で決定する。

第７章　委託料の支払

（委託料の支払）

第 24 条　甲は、乙が本件契約等に従い本業務を適切に行っていることを確認した上で、乙に対して、別紙 24.１第１項に従い、委託料を支払う。なお、委託料の減額の内容、手続及び方法は、第 36 条第１項に従う。

2　甲は、前項の確認を、第 23 条第１項に定める本業務の実施状況の確認を通じて行う。

3　委託料は、物価変動に伴い、別紙 24.１第２項に従って改定される。

第８章　損害及びリスク分担

（第三者及び相手方に及ぼした損害）

第 25 条　乙が、業務期間中、故意又は過失により、本業務の遂行に際し第三者又は甲に損害を及ぼした場合は、乙がその損害を賠償しなければならない。

2　甲が、業務期間中、故意又は過失により、本業務の遂行に際し第三者又は乙に損害を及ぼした場合は、甲がその損害を賠償しなければならない。

3　本業務に関して不可抗力により第三者、甲又は乙に損害が生じた場合、第 41 条第２項及び第３項の規定に従う。

（本件施設及びその備品に関する責任）

第 26 条　乙は、本業務に関連して生じた本件施設及び本件施設の備品・設備の損傷及び不具合について一切の責任を負い、これに関連して発生した追加費用又は損害等を負担するとともに、名目の如何を問わず如何なる金銭支払請求権も甲に対して有しないことを確認する。ただし、当該損傷及び不具合が甲の責めに帰すべき事由よって生じた場合（本件施設の設計及び施工の瑕疵に起因する場合を含む。）はこの限りではない。なお、不可抗力により発生した損害等については、第 41 条の規定に従う。

第９章　知的財産権

（ライセンスの取得）

第 27 条　乙は、甲から提供される情報、書類、図面、本件施設を稼動させるために必要な特許権等の実施権・使用権その他のものを除き、本件契約等の規定に従って知的財産権等必要な諸権利がある場合は、自己の責任及び費用において、取得・維持するものとし、関係者との調整を行わなければならない。

（成果物の著作権）

第 28 条　本件契約等に基づき、甲が乙に対して提供した情報、書類、図面等の著作権その他の知的財産権(甲に権利が帰属しないものを除く。)は、甲に属する。ただし、甲は、乙に対して、本件契約等の目的を達成するために必要な限度で、当該提供物を無償で使用させる。
2　本件契約等に基づき、乙が甲に対して提供した情報、書類、図面等の成果物の著作権その他の知的財産権(乙に権利が帰属しないものを除く。)は、すべて乙に属する。ただし、乙は、甲に対して、本件契約等の目的を達成するために必要な限度で、当該成果物を無償で使用させる。
3　乙は、自ら又は著作権者をして、次の各号に規定する行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
（１）第２項の著作物に係る著作権その他の知的財産権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
（２）本件施設に乙の実名又は変名を表示すること。
（３）著作権法第 19 条第１項又は第 20 条第１項に規定する権利を行使すること。
4　甲が、乙の作成した成果物を公開する場合は、八幡平市情報公開条例（平成 17 年八幡平市条例第 14 号）その他法令に基づくとき、又は甲の議会に提出するときを除き、乙の事前の書面による承諾を得なければならない。

（ライセンス料）
第 29 条　乙は、委託料が第 27 条に規定するライセンスその他の権限の取得・維持の対価を含むことを確認する。

第 10 章　業務期間及び契約の終了、業務不履行

（業務期間）
第 30 条　本件契約は、本件契約締結日から効力を生じるものとし、業務期間は、平成 29 年 3 月 31 日をもって終了する。

（期間満了及び業務の延長）
第 31 条　甲及び乙は、本業務の延長が必要であると判断した場合、業務期間の終了日の 24 カ月前から、本業務の継続について協議を行う。本業務の終了日の 12 カ月前までに、甲及び乙が合意した場合は、合意された内容に基づき本業務は延長される。継続に係る契約形態等については、地方自治法、同法施行令及び甲の条例等に従い、甲と乙の協議により定める。
2　前項の規定による本業務の継続に係る協議において、甲及び乙の合意が本業務の終了日の 12 カ月前までに成立しない場合、本業務は業務期間の終了日に終了する。前項の規定により本業務が延長された場合は、延長された期間の終了日に、本業務は終了する。
3　契約終了に際しての処置については、第 35 条の規定に従う。

（甲による本件契約の解除）

第 32 条　次の各号に該当する場合において、甲が乙に対して書面により相当期間を定めて通知したにもかかわらず（ただし、第１号の場合については第 36 条第１項の手続に従う。）、当該期間中に当該違反行為が是正されないときは、甲は、当該相当期間の経過時をもって本件契約を解除することができる。なお、本項は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げない。

（１）第 36 条第１項に定める再度の是正勧告にもかかわらず、乙により改善計画書（以下に定義する。）に従った改善措置が講じられたと認められないとき。（第 36 条第１項及び別紙 36.１第２項第５号に定める場合）

（２）乙の責めに帰すべき事由により、乙による本件契約等の履行が不能となったとき。

（３）前２号に規定する場合の他、乙において本件契約等に係る重大な違反があったとき。

２　次の各号に該当する場合、甲は乙に書面により通知した上で、本件契約を解除することができる。なお、本項は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げない。

（１）乙が本業務を放棄し、30 日間以上にわたりその状態が継続したとき。

（２）乙に係る破産、会社更生、特別清算若しくは民事再生その他の倒産法制上の手続について、乙の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者からその申立てがなされたとき。

（３）乙が重大な法令の違反をしたとき。

３　甲は、本件契約の締結後における法令の変更又は不可抗力により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要すると判断した場合には、本件契約終了に伴う権利義務関係等について乙と協議の上、本件契約を解除することができる。その場合、甲は、乙の行った本業務のうち、対応する委託料が支払われていない業務に係る委託料を、速やかに乙に支払う。

４　甲は、本業務の実施の必要がなくなったと判断した場合、乙に対して６カ月以上前に通知を行うことにより、本件契約を解除することができる。この場合、甲は、乙により履行された本業務に対応する委託料の未払分を解除前の予定に従って支払う。また、乙に対して、当該解除によって乙が被った損害（逸失利益も含むがこれに限られない。）を賠償する。なお、支払条件等の詳細については、別途協議により決定する。

５　契約終了に際しての処置については、第 35 条の規定に従う。

（甲による契約解除に伴う違約金）

第 33 条　乙は、前条第１項又は第２項の規定に基づき甲により本件契約が解除された場合、甲に対し、平成 24 年度以降の本業務に係る５年分の委託料の合計額を５で除した額に２分の１を乗じた額に相当する違約金を支払うものとし、その場合、契約保証金を充当できるものとする。乙は、甲の被った損害の額が違約金の額を上回る場合、その差額を支払わなければならない。

（乙による本件契約の解除）

第 34 条　次の各号に該当する場合、乙は甲に書面により通知した上で、本件契約を解除することができる。なお、本項は、乙の甲に対する損害賠償の請求を妨げない。

（１）甲が本件契約に基づく支払を遅延し、乙からの催告を受けた後 60 日を経ても支払を行わないとき。

（２）甲が乙に対し、本件契約締結日から６カ月を経過しても、第７条第２項に規定する本件施設の使用をさせないとき。

（３）前２号に規定する場合の他、甲において本件契約等に係る重大な違反があったとき。

２　乙は、前項の規定に基づき、本件契約が解除された場合、甲に対して、解除によって被った損害の賠償を請求することができる。

３　契約終了に際しての処置については、第 35 条の規定に従う。

（本件契約の期間満了及び解除による終了に際しての処置）

第 35 条　第 32 条及び前条の規定により、本件契約が解除される場合、本件契約は、将来に向かってのみ終了するものとする。

２　乙は、第 31 条、第 32 条及び前条の規定により本件契約が終了する場合で、甲が本件施設での業務を継続しようとするときには、甲の要求に基づき、本業務を継承する事業者（以下「後任事業者」という。）に対して適正な教育を行った上で、速やかに、かつ適切に本業務の引継ぎを行うものとする。

３　前項の場合において、甲が要求するときは、乙は、甲が後任事業者を選定し、後任事業者が本業務を継承するまで、本件契約の終了にもかかわらず、本業務を継続することとし、後任事業者選定後は、適正な教育を行った上で、速やかに、かつ適切に引継ぎを行うものとする。

４　乙は、前２項に規定する引継ぎが終了し、かつ第６項に規定する乙の責任による修繕が終了したときは、後任事業者に対し、定められた期日に本件施設を引き渡す。

５　甲は、第３項に規定する場合、本件契約等に基づき算定した委託料を、乙が後任事業者への本件施設の引き渡しを終了するまでの期間、乙に支払う。この場合の支払条件等については、甲及び乙の協議により定める。

６　甲は、第 31 条、第 32 条及び前条の規定により本件契約が終了した場合、本件施設につき、別紙 35.１の内容により、基本性能を充足しているか検査を行うことができ、当該検査により、本件施設に基本性能を充足させるために修繕すべき点が存在することが判明した場合には、乙に対してこれを通知し、乙はその責任及び費用においてこれを修繕する。ただし、当該修繕に係る費用については、本件施設が基本性能を欠くに至った帰責性の割合に応じるものとする。基本性能の不充足が不可抗力に起因する場合には、第 41 条第２項の規定に従う。ただし、甲が本件施設での業務を継続しない場合を除く。

７　乙は、本件契約の終了に際して、本件施設内に乙が所有又は管理する業務機械器具、仮設物その他の物件（乙が本件業務を委託し、又は請け負わせた者が所有

又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき、甲の指示に従わなくてはならない。甲は、乙に対して、期間を定めて、乙の責任及び費用において当該物件を撤去又は処分すべき旨を指示することができる。

8　甲は、前項の場合において、乙が、正当な理由なく期間内に当該物件の処置につき甲の指示に従わないときは、乙に代わって当該物件を処分する等、適切な処置を行うことができる。乙は、この場合、甲の処置について異議を申し出ることができず、また、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

9　乙は、第２項及び第３項に規定する教育及び本業務の引継ぎを、故意又は過失により怠った場合、当該懈怠から生じた甲の損害を負担する。

（業務不履行に関する手続等）

第 36 条　乙の行う本業務が、乙の責めに帰すべき事由により本件契約等に定める内容・水準を満たさない場合（以下「業務不履行」と総称する。）に行われる是正勧告、委託料の減額その他の措置及び手続は、別紙 36.１に定めるとおりとする。

2　前項及び別紙 36.１に定める改善措置を講じるために要する費用及び改善措置を講じたことに起因又は関連して発生した追加費用については、すべて乙の負担とする。

3　乙は、乙の責めに帰すべき事由によらないやむを得ない事由により、本業務の全部又は一部について本件契約等に定める内容・水準等を満たすことができない場合には、甲に対して、その事由の詳細を書面にて速やかに報告し、その対応策について甲と協議する。甲が、乙の報告した事由に合理性があると認めた場合には、甲は、かかる報告の対象となっている業務につき一定期間の中止若しくは停止、又は水準の一時引き下げを認め、当該期間中は、第１項の規定にかかわらず、当該業務について是正勧告を行わない。なお、原則として、中止又は停止期間中の委託料の支払は行わないが、詳細については、甲及び乙の協議により決定する。

第 11 章　表明保証及び誓約

（乙による事実の表明保証及び誓約）

第 37 条　乙は、甲に対して、本件契約締結日現在において、次の事実を表明し、保証する。

（１）乙が、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社として有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、本件契約を締結し、及び本件契約の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有していること。

（２）乙による本件契約の締結及び履行は、乙の目的の範囲内の行為であり、乙が本件契約を締結し、履行することにつき、法律上及び乙の社内規則上要求されている一切の手続を履践したこと。

（３）本件契約の締結及び本件契約に基づく義務の履行が乙に適用のある法令に違反せず、乙が当事者であり、若しくは乙が拘束される契約その他の合意に

違反せず、又は乙に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。

（４）本件契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある乙の債務を構成し、本件契約の規定に従い強制執行可能な乙の債務が生じること。

２　乙は、本件契約等に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の事項を甲に対して誓約する。

（１）本件契約等及び本業務に関して乙に適用される法令及び規則等を遵守すること。

（２）本業務の遂行に必要な乙の取得すべき許認可等を取得・維持すること。

３　乙は、毎業務年度経過後３カ月以内に、公認会計士等による監査済みの当該業務年度の財務書類を自己の費用で作成し、甲に提出する。甲は、当該財務書類を公開できる。

（甲による事実の表明保証及び誓約）

第 38 条　甲は、本件契約締結日現在において、甲が、本件契約の締結について法令及び甲の条例等で要求されている授権その他一切の手続を履行していること並びに本件契約の履行に必要な債務負担行為が甲の議会において議決されていることを乙に対して表明し、保証する。

２　甲は、本件契約等に基づく債権債務が消滅するに至るまで、本件施設の運営に必要な甲の取得すべき許認可等を取得・維持することを乙に対して誓約する。

第 12 章　租税

（租税）

第 39 条　本件契約及び本件契約に基づき締結される契約に関連して生じる租税は、すべて乙が負担する。

２　甲は、乙に対して委託料に対する消費税（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める税をいう。）相当額及び地方消費税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第２章第３節に定める税をいう。）相当額を支払う場合及び本件契約に別段の定めがある場合を除き、本件契約に関連する租税を負担しない。

第 13 章　法令変更

（法令変更）

第 40 条　本件契約締結日後において、法令（税制に関するものを含む。）が変更されたことにより、本業務に関して合理的に追加と判断される費用が発生した場合には、乙は甲に対して当該法令変更の詳細を報告し、追加費用の負担方法等について最長６カ月間にわたり甲と協議することができる。協議が調わない場合、甲及び乙は、別紙 40.１に規定する負担割合に応じて費用を負担する。

２　法令変更により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要すると判断された場合の処理は、第 32 条第３項の規定に従う。

第 14 章　不可抗力

（不可抗力）

第 41 条　甲及び乙は、不可抗力により本件契約の全部又は一部の履行ができなくなったときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。この場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、本件契約に基づく履行期日における当該履行義務を免れる。ただし、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

2　甲と乙は、不可抗力により、本業務に合理的に追加と判断される費用が発生した場合、追加費用の負担方法について最長６カ月間にわたり協議することができる。当該協議が調わない場合は、別紙 41.１に記載する負担割合に従い、それぞれ追加費用を負担する。

3　甲と乙は、不可抗力により、本業務に関して第三者に損害を及ぼした場合、当該損害の負担方法について最長６カ月間にわたり協議することができる。当該協議が調わない場合は、別紙 41.１に記載する負担割合に準じて当該損害を負担する。なお、甲及び乙は、当該損害について、乙が付保した保険により填補される部分がある場合、当該損害額から当該保険により填補された金額を控除した金額につき、別紙 41.１記載の負担割合に準じて負担する。

4　不可抗力により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第 32 条第３項の規定に従う。

5　乙は、著しい経済環境の変動等により、第 24 条第３項の委託料の改定によっても乙の受ける損害等が回復されず、業務の継続が困難になると合理的に判断した場合、甲に対して、不可抗力により本業務の継続が不能となった場合に準じた取扱を行うよう、具体的な根拠を示した書面を提出することにより、協議を申し入れることができる。甲及び乙の協議により、かかる著しい経済環境の変動等を不可抗力に準じて取り扱う旨の合意が成立した場合、かかる事由に起因して乙に生じた追加費用の負担については第２項の規定に従って、また本業務の継続の有無については、第 32 条第３項の規定に従って処理される。

第 15 章　裁定機関

（裁定機関）

第 42 条　本件契約において甲と乙が協議して定めるべき事項につき協議が調わなかった場合、一方の当事者が定めた事項について相手方当事者に不服がある場合、その他本業務に関して当事者間で紛争を生じた場合には、当事者が別途合意した上で、別紙 42.１に基づき、裁定機関によりその解決を図ることができる。

第 16 章　その他

（契約上の地位の譲渡等）

第 43 条　乙は、甲の事前の承諾なしに、本件契約上の地位及び権利義務、並びに本業務について甲との間で締結した契約に基づく契約上の地位及び権利義務について、譲渡、担保提供その他の処分をしてはならない。

（秘密保持）

第 44 条　甲及び乙は、本件契約の交渉、作成、締結、実施を通じて開示を受けた相手方（本条において以下「情報開示者」という。）の営業上及び技術上の知識及び経験、資料、数値その他全ての情報であって、情報開示者が開示の時点において秘密として管理している情報（複製物を含む。以下「秘密情報」という。）を、本件契約上の義務の履行以外の目的に使用してはならず、また、以下の各号に規定する場合を除き、第三者に開示してはならないものとする。

（１）乙の株主及び乙に融資を行った金融機関に対し本件契約等を履行する限度にて開示する場合

（２）前号に規定する者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士及びコンサルタント等（以下「役員等」という。）に対し本件契約等を履行する限度にて開示する場合

（３）甲及び乙の役員等に対し本件契約等を履行する限度にて開示する場合

（４）八幡平市情報公開条例（平成 17 年八幡平市条例第 14 号）その他の法令等により開示が必要な場合

２　次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。

（１）情報開示者から提供を受ける前に本条に規定する秘密保持義務に服することなく保有していた情報

（２）第三者から本条に規定する秘密保持義務に服することなく入手した情報

（３）情報開示者から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報

（４）本条に規定する秘密保持義務に違反することなく既に公知となった情報

３　乙は、本業務を実施するに当たって個人情報を取り扱う場合、関係法令等及び個人情報保護に係る条例等の規定に従うほか、甲の指示を受けて適切に取り扱わなければならない。

４　本条に規定する秘密保持義務は、本件契約の終了後も３年間その効力を有するものとする。

（準拠法）

第 45 条　本件契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

（管轄裁判所）

第 46 条　本件契約に関する紛争については、盛岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（雑則）

第 47 条　本件契約等並びにこれに基づき締結される一切の契約に定める請求、通知、報告、申出、確認、承諾及び契約終了告知・解除は、書面により行わなければならない。

２　甲又は乙が、本件契約に基づき支払うべき金銭の支払を遅延した場合、当該支

払うべき金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条に基づき、財務大臣が決定する率による遅延損害金をあわせて支払わなければならない。なお、遅延損害金の算定にあたっては、遅延損害が生じた時点における遅延利息の率を採用するものとする。

3　本件契約の履行に関して甲及び乙間で用いる計量単位は、計量法（平成４年法律第 51 号）に規定するところによる。

4　業務期間及び業務実施期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによる。

5　本件契約の履行に関して用いる時刻は、日本標準時とする。

6　本件契約の履行に関して用いる言語は、日本語とする。

7　本件契約の履行に関して用いる通貨は、日本円とする。

（本件契約以外の規定の適用関係）

第 48 条　本件契約等間に齟齬がある場合、本件契約、本件契約に係る協議書、質疑応答書、要求水準書、事業者提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、甲及び乙が協議の上、事業者提案書の記載内容が要求水準を上回ると確認した場合には、当該部分については事業者提案書が要求水準書に優先するものとする。

（規定外事項）

第 49 条　甲及び乙は、本件契約の解釈について疑義が生じた場合及び本件契約に定めのない事項について、誠意をもって協議の上、その解決にあたる。

別紙１.１

本件施設の概要

1　本件施設の概要

施設名称	八幡平市斎場
所在地	岩手県八幡平市野駄第27地割601番地　ほか （詳細は要求水準書別紙１に示すとおり）
供用開始	昭和57年５月７日
施設概要	①　敷地面積　火葬棟など　6,686㎡ 臨時駐車場　約1,000㎡ 取付道路　1,499㎡ ②　建築面積　火葬棟　175㎡ 旧待合棟　131㎡ キャノピー　37.5㎡ 新待合棟　119.24㎡ ③　延床面積　火葬棟　170.5㎡ 旧待合棟　127.5㎡ 新待合棟　99.37㎡
主な設備	火葬棟　火葬炉　２基 汚物炉　１基 炉前ホール 収骨室 機械室 作業員控室等 残灰棟　１棟 地下タンク　屋外貯蔵地下タンク(灯油3,000ℓ) 浄化槽　合併、30人槽 旧待合棟　和室24畳 事務室 湯沸室 男女トイレ 新待合棟　和室22畳 湯沸室 男女トイレ 身体障害者用トイレ 駐車場　普通車　53台収容

2　業務実施場所

岩手県八幡平市野駄第27地割601番地　ほか
（詳細は要求水準書別紙１に示すとおり）

以上

別紙８．１

甲が付保すべき保険

甲は、本件契約第８条第１項に基づき、以下の内容の保険に加入する。

１　本件施設に関する災害保険（全国町村会建物災害共済）
　対象：本件施設に係る建物、据付機械、動産及び工作物

以上

別紙８．２

乙が付保すべき保険

乙は、本件契約第８条第２項に基づき、以下の内容の保険に加入する。

労災総合保険や賠償責任保険など、甲乙協議の結果、乙が付保すべき保険名及び対象となる事項を整理する。

以上

別紙 23．1

本業務の実施状況の確認の要領

1　本業務の実施状況の確認

（1）本業務の実施状況の確認に係る実施計画書の作成

甲は、本件契約締結後、以下の項目を含む本業務の実施状況の確認に係る実施計画書を作成する。

①　確認時期
②　確認内容
③　確認組織
④　確認手続
⑤　確認様式

（2）本業務の実施状況の確認の方法と費用負担

ア　本業務の実施状況の確認の方法

a　日報等の提出

乙は、甲が日常確認を行うための日報及び定期確認を行うための月報を作成し甲へ提出する。

b　本業務の実施状況の確認

甲は、乙が作成した日報及び月報に基づき、日常確認、定期確認を行い、乙が提供する本業務の実施状況を確認する。

なお、甲は、必要に応じ自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する随時確認を行うことができる。

	乙	甲
日常確認	チェック項目に沿って各業務の遂行状況を確認の上、日報を作成	日報の確認、業務水準の評価
定期確認	チェック項目に沿って、各業務の遂行状況を月１回の割合で確認するとともに、日報をもとに月報を作成	月報の確認、業務水準の評価
随時確認	—	必要に応じ不定期に直接確認

イ　本業務の実施状況の確認に係る費用の負担

甲が行う本業務の実施状況の確認に係る費用は、甲の負担とする。ただし、是正勧告後に行われる是正確認のための随時確認に係る費用は、乙の負担とする。

2　定期確認の項目

（１）運営業務についての確認項目

①　使用件数

②　斎場使用料の徴収状況

③　残骨灰処理状況

④　その他甲が本業務の履行状況を確認するために実施する項目

（２）管理業務についての確認項目

①　点検・検査の実施状況

②　補修の実施状況

③　設備更新の実施状況

④　施設保全・清掃の実施状況

⑤　その他甲が本業務の履行状況を確認するために実施する項目

（３）その他甲が本業務の履行状況を確認するために実施する項目

以上

別紙 24.1

委託料の金額及び支払方法

1　甲が支払う委託料

（1）委託料の金額

委託料は、固定費の金額と変動費の金額を合計した金額とする。

委託料＝固定費部分＋変動費部分（変動費）

種類	概要	項目
固定費	人件費、事務費、保険料、通信費などの運営に関わる諸費用をいう。	・人件費（常勤、非常勤等） ・事務費（旅費、消耗品費、印刷費、被服費、役務費、使用料、賃借料等） ・保険料 ・通信費（情報通信費等）
	管理費	・火葬炉設備保守点検費 ・施設、設備及び備品の修繕費 ・建物保守点検費 ・建物等清掃費 ・電気設備保安点検費 ・施設警備費 ・浄化槽維持管理費 ・消防用設備等保守点検費 ・構内及び緑地管理費 ・地下タンク及び埋設配管保安点検費 ・除雪費（除雪車両の燃料代を含む） ・分煙空気清浄機保守点検業務 ・残骨灰処理費 ・物品調達費
変動費	使用件数によって変更が生じる用役費をいう。	・電気代 ・水道代 ・ガス代 ・灯油代（火葬用及び暖房用に限る）

※固定費部分：本件施設に係る委託料の各月の固定費部分は、乙が提案した各年度の固定費（物価変動等による増減額を加算した額）を 12 で除した金額とし、1,000 円未満の端数が生じた場合には、年度の最終月で調整する。

※変動費部分：業務実施期間中の本件施設の使用件数に、乙が提案した「変動費単価」（物価変動等による増減額を加算した額）を乗じて得られる金額とする。

（2）委託料の支払方法

①　甲は、委託料を毎月支払うものとする。乙は、固定費及び変動費ともに、第 23 条の業務実施状況の確認結果の通知受領後、速やかに甲に対して請求書を発行する。

② 甲は、適法かつ本件契約に照らして適切な請求があった日から 30 日以内に乙に委託料を支払う。なお、固定費の当該年度差額が生じた場合については、当該年度最終月（３月）の支払い時に、乙から受領した請求書等に基づき精算を行う。

2　委託料の改定（物価変動に基づく改定）

物価変動をはかる指標として、総務省統計局が公表する「消費者物価指数」を用いる。

（１）１回目の改定

平成 23 年度の消費者物価指数（前年度 10 月から当該年度９月までの平均値。以下同じ。）を基準値とし、当該年度における消費者物価指数と基準値との差が３％を超える場合には、甲と乙との間で委託料の改定に係る協議を行うことができる。

その結果、委託料の改定を行うことが妥当であると判断される場合には、以下の算式により、物価変動を当該年度の翌年度の委託料に反映させる。

ａ年度における委託料＝ａ年度の改定前の委託料（注）$\times I_{(a-1)} / I_{23}$

I_n：消費者物価指数の n-1 年度の 10 月から n 年度の９月までの平均値

（注）本別紙１（１）に基づき算出されるａ年度の委託料の総額をいう。

（２）２回目以降の改定

前回の改定が行われた際（c 年度）に基準値との比較に用いた消費者物価指数（$I_{(c-1)}$）を新たな基準値とし、その後の年度における消費者物価指数と基準値との差が３％を超える場合には、甲と乙との間で委託料の改定にかかる協議を行うことができる。

その結果、委託料の改定を行うことが妥当であると判断される場合には、以下の算式により、物価変動を当該年度の翌年度の委託料に反映させる。

ｂ年度における委託料＝ｂ年度の改定前の委託料（注）$\times I_{(b-1)} / I_{(c-1)}$

（注）本別紙１（１）及び２に基づき算出される b 年度の委託料（前号の物価変動反映後のもの）の総額をいう。

以上

別紙 35．1

契約終了時検査の内容

契約終了時検査は、以下の項目について、甲及び乙が別途協議の上行う。

① 火葬炉設備に関する検査
② 建築設備に関する検査
③ その他必要な検査

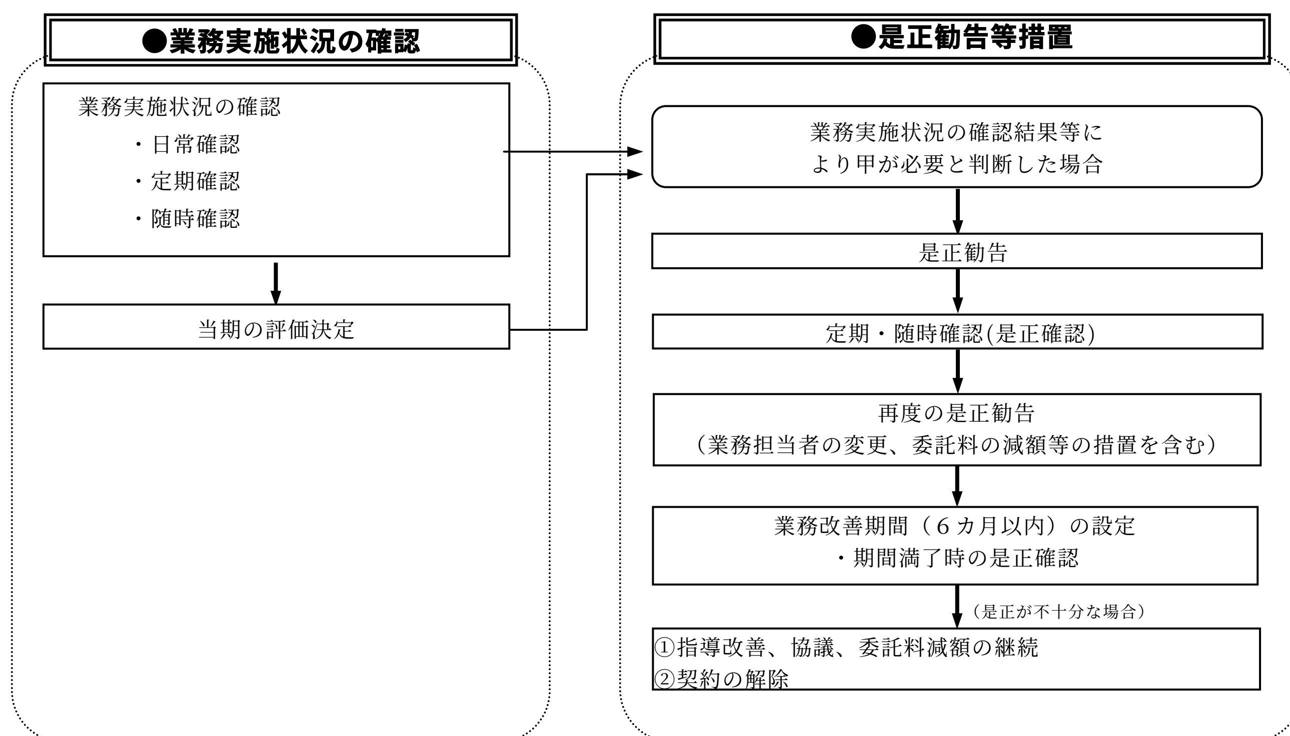
以上

別紙 36.1

業務不履行に関する措置・手続について

1　業務不履行に関する手続きの流れについて

甲は、業務期間中、業務実施状況を確認し、乙が本件契約等に定められた水準を満たしつつ本業務を確実に遂行しているかを確認する。その結果、乙による本業務の遂行が、本件契約等に示す内容・水準を満たしていないと判断した場合、以下のフローに示す手続により、是正勧告その他の措置をとる。それぞれの措置の概要は下表に示す。



措置の内容		手続の概要
是正勧告	１回目	業務水準低下の内容に応じて当該業務の是正を乙に勧告する（改善方法及び改善期日を記した計画書又は説明書の提出要求を含む。）。
	２回目	１回目の勧告によっても改善措置が講じられたとき認められない場合に再度勧告を行う。
業務担当者の変更要求	協力企業の変更請求	２回の勧告を経て改善が認められない場合で、乙が当該業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせているときは、甲は当該第三者の変更を請求できる。
	第三者への業務委託	２回の勧告を経て改善が認められない場合で、当該業務を乙自らが行っているときには、当該業務を甲が指定する第三者に委託又は請負せしめることができる。
契約終了等	契約の解除	再度の勧告を経て改善が認められない場合で、甲が乙との契約継続を希望しないときには、本件契約を解除することができる。

２　業務不履行に対する措置

乙の行う本業務が、乙の責めに帰すべき事由により本件契約等に定める内容・水準を満たさない場合（以下「業務不履行」と総称する。）の手続は、次のとおりとする。

（１）是正勧告

甲は、第 23 条に規定する業務実施状況の確認等により、業務期間中において業務不履行が確認された場合において、確認された業務不履行が①繰り返し発生しているものであるか、又は②初めて発生したものであっても重大な不履行であると判断したときには、乙に対し、改善措置を講ずべきことを通告し、改善方法及び改善期日を記した計画書又は説明書（以下「改善計画書」という。）の提出を求めること（以下「是正勧告」という。）ができる。乙は、改善計画書の内容について、甲と協議の上、甲の承諾を得なければならない（ただし、かかる承諾によっても甲は改善結果について一切責任を負わない。）。確認された不履行が初めて発生したもので、かつ重大な不履行でないと判断した場合には、甲は、乙に書面で改善を求めることができる。

（２）再度の是正勧告

甲が、前号の是正勧告後、第 23 条の規定に従って定期確認又は随時確認を行った結果、乙が改善計画書に従った改善措置を講じたとは認められないと判断した場合、甲は、業務改善方法等を乙と再度協議（協議期間は甲の裁量によって定められる。）の上、再度乙に対して前号と同様の手続により是正勧告（以下「再度の是正勧告」という。）を行うことができる。なお、再度の是正勧告に関して、甲が必要と認めた場合には、甲はその内容を公表することができる。

（３）再度の是正勧告に伴う措置

甲は、再度の是正勧告にあたり、改善状況を判定するための期間として最長６カ月の期間を定めるものとし、当該期間の終了時において業務の改善状況を確認するものとする。なお、再度の是正勧告にあたり、甲は、乙に対して、①第６条第１項の規定により乙が本業務を委託し又は請け負わせた第三者が業務不履行に係る業務を行っていた場合、当該第三者を変更するよう請求すること又は②乙自身が業務不履行に係る業務を行っていた場合には、乙をして、当該業務を甲が指定する第三者に委託させ、又は請け負わせしめることができる。乙は、上記①及び②の場合において、必要な費用をすべて負担するものとする。

（４）再度の是正勧告時における委託料の減額

甲は、再度の是正勧告と共に、委託料のうち固定費部分を、別紙 36.２の規定に従って減額することができる。

（５）解除等

甲は、業務改善期間を定めた再度の是正勧告にもかかわらず、乙により改善計画書に従った改善措置が講じられていないと判断した場合には、引き続き、改善の指導、乙との協議及び第４号に定める委託料の減額を行うことができる

ほか、第 32 条第 1 項の規定に従い、本件契約を解除することができる。

以上

別紙36．2

委託料減額の手続及び方法

下記の定めに従い、再度の是正勧告と共に本件施設に関する委託料を減額する。

1　減額の対象

減額の対象となる支払は、当該本件施設に関する委託料のうち固定費部分とする。

2　減額の決定過程

本件契約に規定する本業務の実施状況の確認の結果、甲が再度の是正勧告を行った場合、当該事象に対して再度の是正勧告を行った日を起算日（同日を含む。）として、当該是正勧告の対象となる事象が解消（是正勧告の解除）される日まで、１日（１日未満は１日とする。）につき、１ポイントのペナルティポイントをカウントする。また、１事象に対して、１つの是正勧告を行い、複数の事象については、複数の是正勧告を行うこととし、各事象につき、それぞれ累積ペナルティポイントをカウントし、減額の算定にあたっては、これを合計する。

3　減額の決定

甲は、各月末時点の累積ペナルティポイントが以下に規定する基準に達した場合は、当該月に関する当該本件施設に係る委託料の固定費部分につき、以下の該当箇所に規定される減額措置を実施する。なお、15 日以内に業務の改善が行われる見込みがないと合理的に判断される場合には、甲は、乙に対し、是正勧告が行われた日から改善が行われるまで、固定費の 20%を減額する。なお、是正勧告の対象となる事象が複数月にわたって継続している場合において、各月末時点で清算されないペナルティポイント（15 ポイント以下のもの）は、次月以降に引き継がれて計算されるものとする。

累積ペナルティポイント	減額措置の内容
１～15	減額なし
16～30	10%の減額
30～	20%の減額

4　委託料の減額の積算例

上記の内容をもとに、以下に２つのケースの委託料の減額例を示す。

◇Case１◇

・４月分の委託料(固定費)

事象Ａについては、甲が再度(２回目)の是正勧告を行った日から、当該事象が改善され是正勧告が解除されるまでに 20 日を要したことから、４月末日における事象Ａの累積ペナルティポイントは 20 となる。

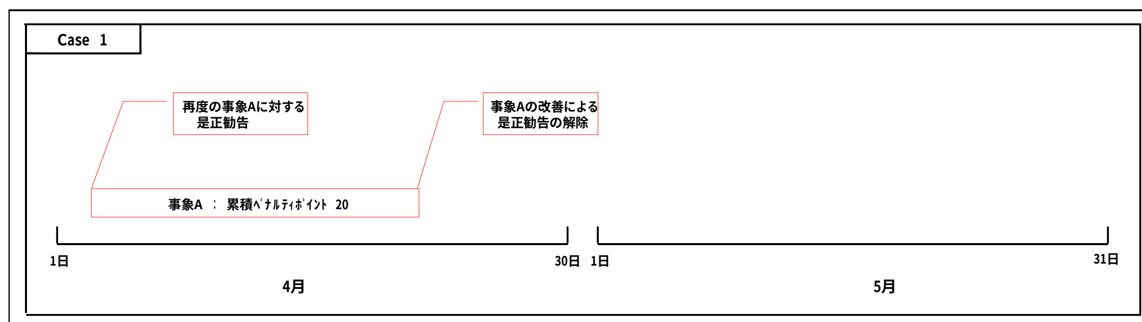
この場合、４月の累積ペナルティポイントは、事象Ａによるもののみであるため 20(「３.減額の決定」より減額率 10%)となる。これにより、４月分の委託料は以下のようになる。

減額後の４月分の固定費＝減額前の４月分の固定費×(0.9×20/30＋１×10/30)

・５月分の委託料(固定費)

通常通りの委託料(固定費)の支払いとなる。

◆Case１◆



◇Case 2 ◇

・４月分の委託料(固定費)

事象 A については、甲が再度(２回目)の是正勧告を行った日から、４月末日までに 12 日間経過していることから、４月の事象 A に関する累積ペナルティポイントは 12 となる。

この場合、４月の累積ペナルティポイントは、事象 A によるもののみであるため減額率なし(「３.減額の決定」より減額率なし)となる。

・５月分の委託料(固定費)

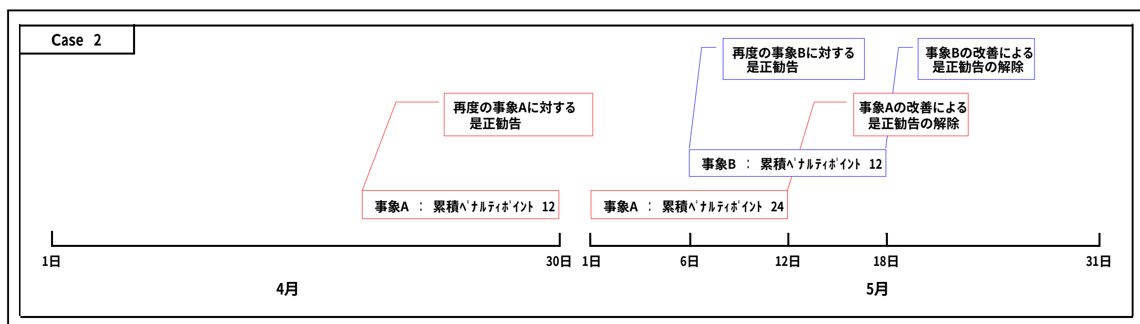
事象 A については、４月からの累積ペナルティポイントが 12 あり、５月についても当該事象が改善され是正勧告が解除されるまでに 12 日を要したことから、５月末日における事象 A の累積ペナルティポイントは 24 となる。

また、５月は新たに事象 B について甲から再度(２回目)の是正勧告が発せられ、当該事象が改善され是正勧告が解除されるまでに 12 日を要した。これにより、５月末日における事象 B の累積ペナルティポイントは 12 となる。

この場合、５月の累積ペナルティポイントは、事象 A、事象 B によるものを合計した 36(「３.減額の決定」より減額率 20%)となる。また、減額対象期間は 18 日間であることから、５月分の委託料(固定費)は以下のようになる。

減額後の５月分の固定費＝減額前の５月分の固定費×（0.8×18/31＋１×13/31）

◆Case 2 ◆



以上

別紙40．1

法令変更（税制変更を含む）の場合の追加費用の負担割合

法令変更（税制変更を含む。）	甲負担割合	乙負担割合
a)本業務に直接関係する法令の変更の場合	100%	0%
b)上記記載の法令以外の法令の変更の場合	0%	100%
c）消費税又はその他これに類似する税制度の新設又は変更（税率の変更を含む。）の場合	100%	0%

なお、本別紙において「本業務に直接関係する法令」とは、特に本件施設及び本件施設と類似のサービスを提供する施設の運営その他に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味し、乙に対して一般に適用される法律の変更は含まれない。

以上

別紙 41．1

不可抗力の場合の追加費用の負担割合

1　甲と乙は、不可抗力により本業務に関して乙に発生した追加の合理的な費用（合理的な関連性のある追加費用又は増加費用であって、かつ、合理的金額の範囲内のものを意味するものとする。本件契約において同様とする。）を、以下のとおり負担する。

（１）平成 24 年度以降の本業務に係る５年分の委託料の合計額を５で除した金額の 100 分の１以下の額（不可抗力が数次にわたるときは甲の一会計年度に限り累積する。）は、乙の負担とする。

（２）（１）を超える額は、甲の負担とする。

2　甲は、前項に基づくものを除き、乙に生じた費用及び損害を一切負担しない。

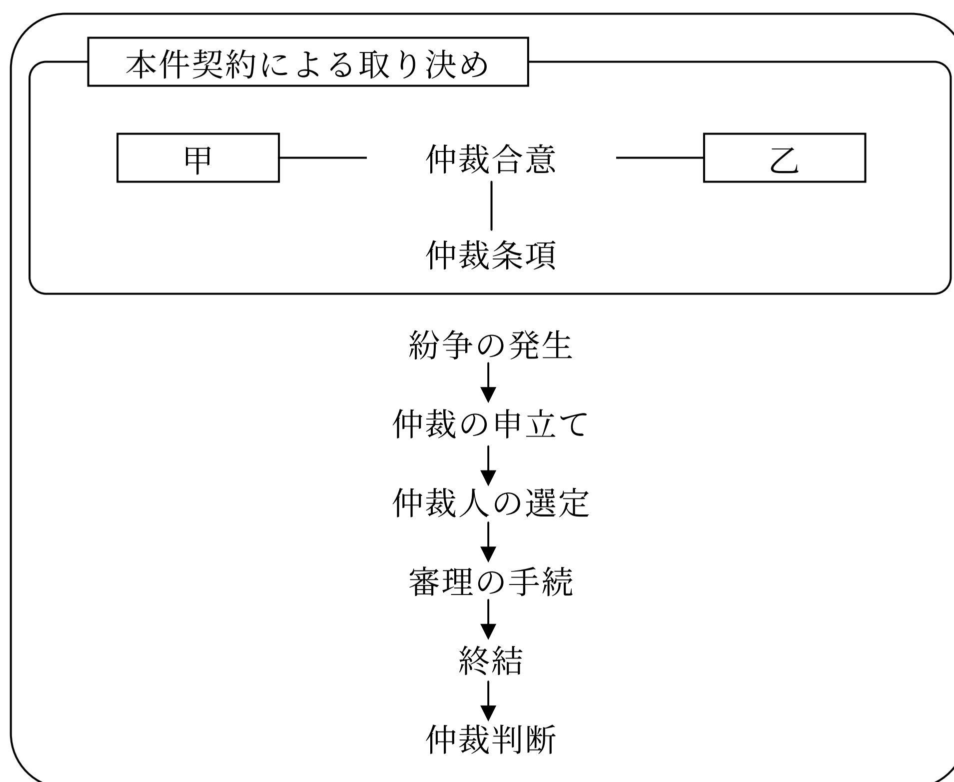
3　甲は、不可抗力により本業務に関して甲に生じた費用及び損害を負担する。

以上

別紙 42.1

裁定機関について

1　甲と乙の当事者間において紛争が発生した場合には、別途合意した上で、仲裁法（平成 15 年法律第 138 号）の規定に従い解決を図ることができるものとする。
2　仲裁の流れは以下のとおりである。



3　仲裁人の選定は、甲及び乙の協議により決定する。
4　仲裁に係る一切の費用は、甲、乙双方とも自己の負担とする。
5　紛争仲裁の詳細については、契約締結後、甲及び乙の協議により決定するものとする。

以上